

## ～第2子以降の出生について祝い金を助成します～

### 淡路市赤ちゃん未来の宝物事業助成金について

淡路市では、子どもを育てやすい環境づくりの推進及び多子世帯の子育てに係る経済的な負担の軽減を図るため、平成29年4月1日以降に第2子以降の子どもを出生した場合に、祝い金を助成します。※第2子以降の出生には、妊娠85日以上<sup>※</sup>の流産及び死産（母体保護法に基づく人工妊娠中絶）を含みません。

#### <助成対象要件>

助成の対象となる養育者等は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とします。

- ・出生日に市の住民基本台帳に記録されている者で、現に市内に居住し、出生日以降も引き続き、市内に居住する者。
- ・第2子以降の子どもを出生し、かつ、当該子どもの22歳以下の兄姉「1人以上」と同居していること。

※兄姉が別居の場合は、多子に含みません。

ただし、通学・通園を理由として別居する場合は、別紙の理由書等により、多子に含める場合があります。

※養育している子どもには、養子や継子を含みます。

ただし、住民票において続柄が「同居人」と表示される子は、多子に含みません。

- ・生活保護法による支援給付を受けていないこと。
- ・対象者及びその配偶者、世帯を構成する納税義務者は、市税、国民健康保険税等、保育料を滞納していないこと。

#### <助成額>

第2子	5万円
第3子	10万円
第4子	50万円（10万円×5年間）
第5子以降	100万円（20万円×5年間）

※多胎出生の場合は、1件につき10万円を加算します。

（例）第1子・第2子の双子の場合：15万円（第2子+多胎出生加算）

第2子・第3子の双子の場合：25万円（第2子+第3子+多胎出生加算）

裏面へ

### <申請に必要な書類>

- ・淡路市赤ちゃん未来の宝物事業助成金交付申請書
- ・振込を希望する金融機関の口座情報が確認できるもの（通帳等）
- ・住民票（世帯全員分）
- ・当該子どもの母子健康手帳の写し
- ・納税証明書（世帯全員分）
- ・その他市長が必要と認める書類（通学・通園により別居している兄弟がいる場合、理由書及び当該兄弟が属する世帯全員の住民票等）

### <申請期間>

当該子どもの誕生日から1年以内

※第4子・第5子以降の場合は、毎年度の申請が必要です。

### <申請受付>

- ・子育て応援課（②番窓口）
- ・各事務所市民窓口課

#### 【お問い合わせ先】

〒656-2292 淡路市生穂新島8番地  
淡路市健康福祉部子育て応援課

Tel : 0799-64-2134

Fax : 0799-64-2561